

J:COM ソーラー（PPA）における重要事項説明書

本書面はご契約に関して重要な事項が記載されていますので、約款と本書面の内容を十分に読んでいただくようお願いいたします。

本書面と約款の内容がご契約の内容となりますので、内容にご同意のうえお申し込みください。本書面および約款に記載のない事項については、SE社が別途発行する「ご契約内容のお知らせ」をご確認ください。本書に記載の「弊社」とはJCOMマーケティング株式会社です。また、「SE社」とは株式会社シェアリングエネルギー、「住友商事」とは住友商事株式会社です。

サービスの概要とご契約期間について	
概要	本サービスは、お客さまに申し込みいただいた設置場所に発電設備を設置し、お客さまに対して当該発電設備から発電した電気（自家消費分）をお客さまに供給するサービスです。
申込み条件	<p>本サービスは、以下の条件を満たす方はお申し込みいただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸建て住宅を所有の方（賃貸物件は不可） ・築40年以内のご物件 ・蓄電設備または発電設備（太陽光発電、エコウィル、エネファームなど）が未設置 ・65歳以上の方の申込には共同名義人が必要になります。 <p>なお、審査の諸条件によりサービス提供が出来かねる場合がありますので、最終的には現地調査にお伺いさせていただき設置できるかどうかを決定いたします。</p>
契約の成立	本サービスの契約および説明は、弊社業務委託先のSE社が弊社に代わり行います。本サービス契約は、お客さまからの申し込み（弊社所定の方法による申し込みに限ります。）を弊社が承諾したときに成立します。申し込みの後のキャンセルは、「お客さまからの解約」をご確認ください。
契約期間	本契約は契約日から開始し、本サービスの終了日まで有効とします。
利用期間	<p>本サービスは、連系日の属する月の翌月1日から開始し、サービス開始月を1カ月目として180カ月の末日までです。（2024年6月1日がサービス開始日の場合、2039年5月31日がサービス終了日となります）</p> <p>ただし、お客さまが弊社の書面による承諾を得て住宅供給事業者等から本契約を承継し、契約上の地位承継の覚書（以下、「承継の覚書」といいます。）を締結する場合（約款第20条及び別紙2の場合を除きます。）は、承継の覚書に定める契約承継日の属する月の翌月1日を起算日として180か月が経過した月の末日とします。</p> <p>連系日については、確定次第ご連絡いたします。</p>
サービスの開始について	本サービスの開始にあたっては、太陽光発電設備の設置に加え、電力会社および経済産業省による「再エネ特措法」上の認定が必要となります。認定にあたって、お客さまにご用意いただく書類がございます。また、本契約後に「Bルート利用」のお手続きが必要となります。詳細については、後日ご案内いたします。

料金と支払い方法について	
料金について	本サービスの利用料金は、サービス料金単価(円/kWh)×自家消費電力量(kWh)によって算定されます。詳細については、【ご契約内容のお知らせ】に記載のとおりとします。サービス利用料金のほかに設備利用料金等が発生する場合がありますので、あわせてご確認ください。
計量方法について	自家消費電力量の計量にあたっては、電力会社のメーターで計測する売電量と SE 社が設置するメーターで計測する総発電量による差分計量を行います。なお、総発電量の計測は SE 社が行います。
計量ができない場合の措置	サービス開始までに「B ルート利用」のお手続きが間に合わない場合、みなし自家消費電力量を 200kWh/月として請求額を決定いたします。途中で「B ルート利用」のお手続きが完了した場合は、計測できていない期間のみみなし自家消費電力量を日割り計算し、計測した期間の自家消費電力量と合算してご請求いたします。計測開始後に、何らかの理由で計測ができない期間がある場合の料金については、以下のうち料金が低い方を請求いたします。 (1)当該計測できなかった日の自家消費電力量を、その月の計測できた期間の平均値として算定した料金 (2)前月と同額の料金
支払い方法	当社所定の申込書に記入の上、金融機関の申込者の口座からの自動振替による方法またはクレジットカードによる決済手段を用いる方法により、支払っていただきます。クレジットカードによる課金は、ご利用月の翌月 10 日前後、口座からの自動振替による課金は、ご利用月の翌月 27 日前後に支払っていただきます。 ※ご請求は弊社業務委託先の SE 社が弊社に代わり行います。この場合において、ご利用明細中「シェアデンキ」とあるのは、「J:COM ソーラー (PPA)」と読み替えるものとしします。
遅延損害金	当月の支払期日にお支払いがない場合で、翌月分を合わせてお支払いいただくこととした翌月の支払期日を経過してもお支払いがない場合（弊社がお支払いを確認できない場合も含みます）には、弊社が定める期日から支払日の前日までの日数について、法定利率で計算して得た額を遅延損害金として弊社にお支払いいただきます。

契約の解除について	
お客さまからの解約	本契約の解約を希望される日の 3 カ月前までに弊社へ書面で通知が必要です。書面に記載の解約日で本契約を解約することができます。この場合、契約解除料をお支払いいただきます。
弊社からの解約	弊社は、約款に基づき本契約を解約することがございます。なお、ご利用料金未納に伴う強制解除（J:COM サービスの料金含む）の場合、未納分の料金は弊社にお支払いいただきます。また、弊社に損害が生じた場合には、当該損害の賠償をしていただきます。
契約解除料の算定	契約締結後から、太陽光発電設備の着工日の確定連絡日までの期間における解約受付の場合は、解約料はかかりません。着工日の確定連絡の翌日から着工日の前日までの期間における解約受付の場合は、本件発電設備の内、パネル架台料金相当額をお支払いいただきます。また、着工日からサービス終了日までの期間における解約受付の場合は、本契約締結時の発電設備の評価額を 180 カ月で按分し、残存期間（180 カ月－経過月数）に応じて算出します。経過月数はサービス利用開始月を 0 として、ひと月にみえない日数は切り捨てます。なお、設備利用料金等がある場合については、未払いの設備利用料金等の残額を一括でお支払いいただきます。 ※本契約締結時の発電設備合計額には、金利、維持管理費は含まれません。
【お客さまからの解約】発電設備の譲渡について	契約解除料のお支払いをもって太陽光発電設備（パネル架台を含みます）の所有権はお客さまに譲渡し、お客さまは、これを引き取るものとしします。この場合、当社は、お客さまへの本件発電設備の所有権の移転に必要な手続きを速やかに行うものとしします。ただし、パネル架台については、お客さまから「所有権譲渡不要」との申し出があれば、所有権を譲渡せず、当社にてこれを廃棄するものとしします。

【弊社からの解約】 契約上の地位の承継 について	弊社は、ご利用料金未納に伴う強制解除など、弊社が行う本サービスの解除が生じた後は、SE社に契約上の地位を承継させる手続きを行います。手続き完了後の再契約はできません。
--------------------------------	---

禁止事項	
第三者への契約上の地位の譲渡	弊社の事前の承諾なく、本契約における契約上の地位、もしくは本契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、またはこれに抵当権、質権、譲渡担保その他の担保権を設定し、または本契約に基づく義務を第三者に引き受けさせることはできません。
本件建物の処分、担保権の設定	弊社の事前の承諾なく、建物の全部または一部を第三者に譲渡、賃貸その他の処分を行うことはできません。 また、建物の全部または一部に抵当権、質権、譲渡担保その他の担保権を設定することはできません。
本件建物の不使用	弊社の事前の承諾なく、本件建物を2カ月以上使用しない状態にすることはできません。
発電の妨害	発電設備設置後、建物の屋根等に発電設備への太陽光の照射を妨げる設備を設置することはできません。
電力の譲渡・供給	電力を第三者に譲渡または供給することはできません。
発電設備の改造・変更	発電設備に対して、改造その他の変更を加えることはできません。
電力供給契約の廃止・停止	建物に電力を供給している電力会社との契約を廃止、または停止等することはできません。
余剰電力量の不当減少	余剰売電の電力量を意図的に減少させる等、余剰売電の合意の趣旨に背くことは禁止です。
計測妨害	B ルートを利用する HEMS 機器等、SE 社が各電力量を計測できなくなるような設備の設置により、弊社が本サービスを提供することが困難となる行為は禁止です。

その他	
型番・仕様の変更について	弊社は発電効率その他の事情を考慮し、発電設備を任意に変更する場合があります。その結果、「契約内容のお知らせ」に記載されたシステム容量が変更となる場合があります。この場合、弊社はお客さまに対し、発電設備の変更およびシステム容量の変更を通知するものとし、お客さまは当該通知を受けたことをもって発電設備の変更およびシステム容量の変更を承諾したものとみなします。なお、発電設備の変更およびそれに伴うお客さまへの通知は SE 社が行います。
余剰発電分の売電契約について	発電設備によって発電した電気（自家消費分を除く）の売買について、本契約期間中は住友商事が、発電設備の無償譲渡後1年間は SE 社が、独占的に第三者との交渉および契約締結を行う権利を有します。
供給契約の契約容量	太陽光発電設備の設置により、電力会社との契約容量が変更となる場合があります、その結果、基本料金が高くなる可能性がございます。
蓄電池等	蓄電池・V2H を設置する場合、電力会社および経済産業省への申請が必要となります。設置にあたっての条件がございますので、ご検討の際は弊社までご連絡ください。弊社の事前の承諾なく、蓄電池等を購入または設置することはできません。
併設できない機器	エネファーム等の家庭用燃料電池、B ルートを使用する HEMS 機器は併設できません。
発電設備の所有	契約期間中の発電設備の所有権については、住友商事に帰属するものとします。
環境価値	発電設備から生じる環境価値については、住友商事に帰属するものとします。

※個人情報の利用目的については、別紙および弊社プライバシーポリシー (<https://group-companies.jcom.co.jp/group/tokyo/privacy.html>) をご確認ください。

【J:COM ソーラー (PPA) に関する特定商取引法に基づく表示】

J:COM ソーラー (PPA) に関する重要なことが記載されています。

以下の内容を十分にお読みください

●販売事業者

商号：JCOM マーケティング株式会社
本店：〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目8番1号
代表者：代表取締役社長 櫻井 俊一
電話番号：0120-999-000 (9:00～18:00 年中無休)

●販売商品

J:COM ソーラー (PPA) (以下、「本サービス」といいます) をお客さま宅 (以下、「本物件」といいます) に提供いたします。

●申込方法

本サービスの申し込みには、弊社所定の様式によってお申し込みをいただく必要があります。

●提供開始時期

本サービスの提供は、太陽光発電システムの設置完了後に SE 社がお送りする「サービス開始のご案内」でご確認ください。

●本サービスの契約期間

利用期間は、連系日の属する月の翌月 1 日から開始し、サービス開始月を 1 カ月目として 180 カ月目の末日までとします。

●提供価格

1. 本契約時にお送りする「ご契約内容のお知らせ」でご確認ください。
2. 本サービスにおいて、サービス利用料金のほかに設備利用料金等が発生する場合がありますので、あわせてご確認ください。
3. お客さま起因によって故障した場合、費用負担を求める場合があります。

●支払方法および支払時期

本サービスの提供価格は、サービス開始翌月の検針後、弊社指定のお客さまのお支払方法（金融機関の口座からの自動振替またはクレジットカードによる決済手段をいい、以下「お支払方法」といいます）にてお支払いいただきます。なお、請求は弊社業務委託先の SE 社が弊社に代わり行います。

●契約の解除に関する事項

【クーリング・オフについて】

1. 本書面を受領した日から8日を経過する日までに以下の宛先に書面または電磁的記録でお申し出いただければ、無条件で申し込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。
2. 1にかかわらず、弊社がクーリング・オフを妨げるために、事実と異なる説明をしたことによりお客さまが誤認をし、または弊社が威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによって1の期間内にクーリング・オフを行えなかった場合には、別途弊社が作成するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を、お客さまが弊社から受領した日から8日を経過する日までに弊社に書面または電磁的記録でお申し出いただくことにより、クーリング・オフを行うことができます。
3. 1または2のクーリング・オフは、お客さまが1または2のお申し出をされたとき（郵便消印日付など）に効力が生じます。
4. 1または2のクーリング・オフがあった場合、
 - ① 既に本サービス提供のため、弊社が工事の準備を開始している等にて原状回復する必要がある場合には、それに要する費用は弊社が負担いたします。
 - ② 弊社は、お客さまが本サービスをご利用することにより得られた利益に相当する金銭、ならびにクーリング・オフに伴い発生する弊社の損害にかかる金額の支払いを請求することはありません。

●宛先

〒105-0004 東京都港区新橋 4-11-1 A-PLACE 新橋 4階
株式会社シェアリングエネルギー
E-mail jcom@sharing-energy.co.jp

●制限事項

- ・ 本サービスが技術的または設備的な起因によりご提供できない場合、本サービスをご契約いただくことはできません。
- ・ ご利用料金未納に伴う強制解除など、弊社が行う本サービスの解除が生じた後は、SE社に本サービス上の契約の地位を承継する手続きを行います。
- ・ 本サービスの保守点検等により、SE社またはSE社が委託した第三者がお客さまの敷地内に立ち入らせていただく場合がございます。その場合にはお客さまのお求めに応じ係員は所定の証明書を提示いたします。

【個人情報の利用目的】

- ・ 当社は、以下の目的にのみ、お客さまの個人情報を利用させていただきます。
また、以下に定める目的以外でお客さまの個人情報を利用する場合は、法令により認められている場合を除き、必ずお客さまへ事前に通知を行い、同意をいただいたうえで行います。なお、本サービス提供に関する業務委託先等と共同利用する場合がございます。
 - ・ 本サービスの提供、運営
 - ・ 本サービスの提供に当たる本人確認、認証
 - ・ 本サービスに関連する情報の提供
 - ・ 弊社サービス向上を目的としたアンケート等の実施
 - ・ 弊社からのお知らせ等のメール配信
 - ・ 各種講習会、イベント、セミナーの案内および付随する連絡
 - ・ お客さまに向けたプレゼントの発送
 - ・ アフターサービス、お問い合わせ・ご意見・ご要望に関する対応および記録
 - ・ その他、弊社が運営するサービス全般のご案内、弊社におけるサービスの分析、弊社内の管理業務など
- ・ ご記入いただいた個人情報の登録を拒否する事は可能です。ただし、その際には今回のお申し込みは無効になりますので、ご了承ください。
- ・ 当社は、お申し込みを受け付けるにあたりお預かりした個人情報を、当社が定める「プライバシーポリシー」に従い、適切に管理いたします。ただし、お客さまに本サービスを提供する目的の範囲内で、当社の代行業者、および情報処理業者に対して個人情報の取り扱いを委託する場合がございます。その場合には、当社の責任で適切な委託先を選定し、個人情報の取り扱いに関する契約を締結したうえで委託いたします。
- ・ お申し込みをされた全ての方にはご自身の個人情報の開示を求める権利、訂正または削除を要求する権利があります。開示手続きに関してはこちらまでお問い合わせください。
個人情報に関する連絡先：J:COM カスタマーセンター 0120-999-000
詳しくは、当社ホームページ（www.jcom.co.jp）にございます「プライバシーポリシー」にてご確認ください。

J:COM グループ各社 個人情報保護管理者

以上

JCOM マーケティング株式会社本サービス全般に関するお問い合わせ先：J:COM カスタマーセンター
フリーコール 0120-999-000
(受付時間 9:00~18:00)

太陽光発電設備/サービス利用料金の請求に関するお問い合わせ先：株式会社シェアリングエネルギー
フリーコール 0120-348-379
(受付時間：月～金(祝日除く)10:00~19:00)

内容現在 2026年4月1日